

様式第2 (第2条関係) (平18経産令68・全改、平18経産令111・平19経産令66・平20経産令3・平21経産令26・平22経産令19・平23経産令18・一部改正)

損益計算書	事業者名	
	年 月 日から	年 月 日まで
(1) ガス事業売上高		(単位：円)
1 ガス売上	×××	×××
2 託送供給収益	×××	×××
3 事業者間精算収益	×××	×××
4 受託製造収益	×××	×××
(2) 売上原価		
1 期首たな卸高	×××	×××
2 当期製品製造原価	×××	×××
3 当期製品仕入高	×××	×××
4 当期製品自家使用高	×××	×××
5 期末たな卸高	×××	×××
売上総利益 (売上総損失)	×××	×××
(3) 供給販売費	×××	×××
(4) 一般管理費	×××	×××
事業利益 (事業損失)	×××	×××

(5) 営業雑収益	×××	×××
1 受注工事収益	×××	×××
2 その他営業雑収益	×××	×××
(6) 営業雑費用	×××	×××
1 受注工事費用	×××	×××
2 その他営業雑費用	×××	×××
営業利益 (営業損失)	×××	×××
(7) 営業外収益		
1 受取利息	×××	×××
2 有価証券利息	×××	×××
3 受取配当金	×××	×××
4 雑収入	×××	×××
(8) 営業外費用		
1 支払利息	×××	×××
2 社債利息	×××	×××
3 企業債利息	×××	×××
4 企業債発行差金償却	×××	×××
5 株式交付費償却	×××	×××
6 社債発行費償却	×××	×××
7 企業債発行費償却	×××	×××
8 創立費償却	×××	×××
9 開業費償却	×××	×××
10 雑支出	×××	×××

経常利益 (経常損失)		××××
(9) 特別利益		
1 固定資産売却益	×××	
2 前期損益修正益	×××	
3 負ののれん発生益	×××	
4 その他特別利益	×××	××××
(10) 特別損失		
1 固定資産売却損	×××	
2 減損損失	×××	
3 災害による損失	×××	
4 前期損益修正損	×××	
5 その他特別損失	×××	××××
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	××××	××××
法人税等	×××	
法人税等調整額	×××	××××
当期純利益 (当期純損失)	×××	××××

備考

- 1 損益計算書の様式は、科目の順序その他の要件に適合する場合に限り、左右対照式によることができる。
- 2 当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。

- 3 期首たな卸高には前事業年度末の貸借対照表に記載した製品の金額を、期末たな卸高には製品の帳簿たな卸高を計上すること。
- 4 金商法適用外会社、地方公共団体及び法人たる組合にあつては、供給販売費及び一般管理費の科目を一括して「供給販売費及び一般管理費」の科目を用いて記載することができる。
- 5 金商法適用外会社、地方公共団体及び法人たる組合にあつては、受注工事収益及びその他営業雑収益並びに受注工事費用及びその他営業雑費用の記載を省略することができる。この場合において、その総額をそれぞれ営業雑収益及び営業雑費用の科目に記載すること。
- 6 関係会社有価証券利息の総額が営業外収益の総額の10分の1を超えるときは、「関係会社有価証券利息」の科目を用いて有価証券利息の科目の次に記載すること。
- 7 前号の規定は、関係会社受取配当金の記載に準用する。
- 8 雑収入に属する収益で営業外収益の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて雑収入の科目の前に記載すること。
- 9 前号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。
- 10 附帯事業の収益又は費用（営業外費用に属するものを除く。）について科目を設けたときは、「附帯事業収益」又は「附帯事業費用」の科目を用いて営業利益又は営業損失の前に記載すること。

11 固定資産売却益及び固定資産売却損、前期損益修正益及び前期損益修正並びにその他特別利益及びその他特別損失で重要なものについては、その発生原因を付記すること。
